

## 中間試験講評

### 成績基準

- 優（A） 論点を把握しており、論理にも問題がない。  
良（B） 論点を把握しており、論証過程にも大きな問題はないが、誤りが散見される。  
可（C） 論点を把握しているものの、論証が不完全。  
不可（F） 論点を把握していない。あるいは、論証が一切欠けている。

落としてはならない論点 普遍的管轄権・国家元首の免除  
いずれかが落ちていれば不可。

### 普遍的管轄権

#### 1. 構成

これは簡単だったでしょう。以下の点に触れて論述しておけば大丈夫です。

- ・ 普遍的管轄権の定義
- ・ 普遍的管轄権が認められるための一般的条件
  - ・ 国際社会共通利益の侵害
  - ・ 濫用のおそれと管轄権の必要とのバランス
- ・ 本件で普遍的管轄権が認められるための条件
  - ・ 戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪
  - ・ ジェノサイド条約の限界（第6条）
  - ・ アイヒマン事件

#### 2. 多かった誤り

- ・ 普遍的管轄権が認められることの証明がない。
  - ・ 「重大な犯罪だから」と言うだけ
- ・ フィラルティガ事件（カラジッチ事件）に根拠づける。  
普遍的管轄権の事例か？
- ・ 干渉  
議論不要。普遍的管轄権の行使が可能な例であれば、干渉にはなり得ない。

- ・国際刑事裁判所規程に根拠づける。  
発効しているか？  
本件関係国は当事国か？

## 国家元首の免除

### 1. 構成

こちらは逆に難しかったです。まず、

- ・国家元首の免除一般論
- ・免除縮小の傾向 ピノシェ事件
- ・しかし現職国家元首の免除を認める裁判例あり カダフィ・イエロディア

ここまで述べたうえで、カダフィ・イエロディアの壁を乗り越えるために何らかの努力をしていれば合格です。

では、どうやってカダフィ・イエロディアの壁を乗り越えるか。Mission impossibleではありますが、可能性は少なくとも二つあります。

- A. ジダン政権はフランクの政府ではない。
- ・承認の有無は問題でない。
  - ・非民主的クーデターで成立した政権は政府ではない。
  - ・ハイチ

- B. ジェノサイドは国際社会の根本的価値を害する重大な犯罪。免除は認められない。
- ・カダフィ事件はジェノサイドと関係ない。
  - ・イエロディア事件判決は人権重視の流れに抗する誤った判決。

どちらにしてもかなり無理がありますので、ここは加点事項としてのみ考慮に入れています。

もっとも、論理的には、このA. またはB. のいずれかをきちんと証明できれば前半部分（カダフィ・イエロディアまでのところ）は不要と言うこともできますので、A. またはB. が証明できていれば合格とすることができます。ただし、それに該当する人はいませんでした。

### 2. 多かった誤り

- ・国家免除（主権免除）との混同
- ・ジェノサイド条約を根拠にする  
ベルジュ国およびフランク国は当事国か？  
第6条とベルジュの主張（普遍的管轄権の部分）はどう両立するのか？  
（もちろん、普遍的管轄権についてジェノサイド条約以外の根拠（例えばアイヒマン事件）をもって説明しているならば構わない）

- ・「国際犯罪に免除なし」と述べるのみで根拠を挙げない。
- ・アイヒマン事件の理解
  - ・「国家行為の理論は当てはまらない」  
関係ない。国家の行為かどうかが問題なのではなく、免除が認められるかどうか  
かが問題。
- ・ピノシェ事件の理解
  - ・「現職」の大統領に関する事件か
  - ・「拷問は国家の行為ではない」という論理の本件への準用  
この論理自体の問題性を指摘する議論への反論は？
- ・ミロシェビッチ裁判の理解
  - ・国際裁判所と国内裁判所との違い
- ・藤田 p.313 の「国際法違反が国家元首に帰責される場合」  
「ミロシェビッチ裁判の理解」に同じ。p. 313 に挙げられている例を見てください。
- ・都合の悪い先例の無視  
カダフィ事件、イエロディア事件  
これは致命的です。

## その他

- ・政府承認
  - ・国家承認との混同  
「ジダン政権の不承認」 「フランク国の不承認」
  - ・類推可能であることの根拠を示さずに、国家承認に適用される規則を政府承認に適用
  - ・「2割は支配できていない」  
そんな政府は少なくない
  - ・「承認されていないから政府でない」
- ・「ルマンダ系住民の自決権を侵害」
  - ・「ルマンダ系住民」が「人民」であることの証明がない
- ・ジェノサイド罪構成要件該当性  
採点対象としていない